

認可地縁団体の手引き

目次

1.自治会の権利能力	1
2.認可の要件	1
3.法人化の手続き	2
4.認可後・各種変更の手続き	3~4
5.認可後の運営の義務など	4
6.認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	5~6
7.解散の手続き	7
8.合併の手続き	8
9.様式集	9~26
・認可申請書	9
・自治会規約(モデル)	10~15
・総会議事録(モデル)	16
・会員名簿(モデル)	17
・告示事項変更届出書	18~19
・地縁団体認可の告示に関する証明書交付請求書	20
・規約変更認可申請書	21
・認可地縁団体印鑑登録申請書	22
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	23
・登記移転等に係る公告申請書	24
・認可申請書(合併)	25
・合併に係る債権者保護手続終了届出書	26

1. 自治会の権利能力

これまで自治会は、「権利能力なき社団」と位置づけられ、法人格を持てなかったことから、集会場やその用地などの財産は、実質的には自治会の所有であっても、自治会名義での不動産登記ができませんでした。そのため、不動産の登記名義を会長や役員の共有名義としなければならず、名義人の方の死亡による相続問題や、名義人の債権者による差押えなどの財産上の問題が生じるがありました。

このような問題を解消するため、平成3年4月の地方自治法の改正により、一定の手続きにより自治会が法人格を取得できるようになり、自治会名義で不動産登記が可能となりました。

なお、認可地縁団体制度創設時の趣旨から、自治会・町内会などが法人格を得るためには、不動産などの保有を前提としていましたが、令和3年11月の改正により、不動産などの保有の有無にかかわらず、認可を受けることができるものとなりました。

《法による罰則》

不動産の所有などに関しては、社会的に認められた法人と同様の扱いを受けることになったので、不法に権利を行使し、または義務を怠った場合は、自治会長などに対して最高50万円の罰金が科せられるなどのことが罰則として定められています。

2. 認可の要件

以下の事項などが認可の要件となっています。

- (1) 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。
※新設自治会は、当分の間、法人化できません。また、活動内容が特定分野のみの団体は、該当しません。
- (2) 自治会の区域が客観的に明らかなものとして定められ、相当の期間に渡って存続していること。
- (3) その区域に住所を有する個人は、誰でも会員になることができ、その相当数の者が現に会員となっていること。
※世帯単位で会員とすることはできません。また、法人は会員にはなれませんが、表決権などを持たない賛助会員になることはできます。
- (4) 規約(会則)を定めていること。
※規約には、目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・会員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項を定める必要があります。なお、事務所の所在地は、集会所の所在地とすることが望ましいです。

3. 法人化の手続き

以下のような手続きにより法人化できます。

(1) 事前準備

- ・自治会内で法人化を進めることの承認を得る。
- ・市総務課に相談したうえで、規約案などを作成。
- ・団体名義にする不動産などの所有者の把握、名義変更の同意の取得など。

(2) 総会の開催

現在の規約に基づき召集された総会において、規約や代表者、認可を申請すること、会員についてなどの議決を得ます。

(3) 市へ認可申請

認可申請書(p9 参照)に次の書類を添えて市に提出します。

(ア) 自治会規約(会則)

(イ) 法人化を決定した総会の議事録の写し

※以下の事項が記載された議事録の写しで、議長および議事署名人の署名(記名)・押印が必要。

①新規約の承認 ③認可申請すること

②代表者の選出 ④会員の確定

(ウ) 会員名簿(子どもからお年寄りまで会員全員の氏名・住所を記載)

(エ) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(前年度の総会資料などで作成した事業報告書、決算書)

(オ) 申請者が代表者であることを証する書類(議事録に自治会長名が記載されていれば必要なし。)

(カ) 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

※裁判所により選任されている場合のみ、申請が必要。市総務課にご相談ください。

(キ) 代理人の有無

※地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人が指定されている場合のみ、申請が必要。市総務課にご相談ください。

(4) 市の認可、告示

市は、地縁団体を認可後告示します。告示をもって、法人登記が完了したことになります。

告示は、次の事項を坂出市の公告式掲示場に掲示することによって行います。

(ア) 自治会の名称

(カ) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに

(イ) 自治会の規約に定める目的

職務代行者の選任の有無

(ウ) 自治会の区域

(キ) 代理人の有無

(エ) 事務所の所在地

(ク) 解散事由

(オ) 代表者の氏名および住所

(ケ) 認可年月日

4. 認可後・各種変更の手続き

(1) 税関係の手続き ※必須

法人として納税の義務を負います。(申請により減免となる場合あり)
市税務課にて法人設立開設届の提出、税関係の手続きを行ってください。

(2) 不動産登記

不動産などの資産について、団体名義で登記、管理が可能となります。
法務局で手続きを行ってください。

(3) 認可地縁団体の印鑑登録

団体の代表者自らの申請により、市総務課にて印鑑登録ができます。以下のものがが必要です。

- 認可地縁団体印鑑登録申請書(p22 参照)
- 団体の印鑑
- 坂出市において登録されている代表者の個人の印鑑および印鑑登録証(カード)
- 本人確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険証など)

《登録できる印鑑の規格など》

- ・ 1団体について1個 ・ 印影のサイズは1辺が8mmより大きく 30 mmより小さいもの
- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものや鮮明でないものは不可

(4) 登録した印鑑の証明書交付申請

団体の代表者自らの申請により、市総務課にて交付できます。以下のものがが必要です。

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(p23 参照)
- 登録している団体の印鑑
- 手数料(1件 300 円)

(5) 告示事項変更届

代表者の変更など、告示した事項に変更が生じたときは、下記書類により、ただちに届け出てください。変更があった旨の告示が行われたい限り、その変更について第三者に対抗できません。

- 告示事項変更届出書(p18 参照)
- 変更を行うことを議決した総会の議事録(p16 参照)

(6) 認可地縁団体の告示事項証明書交付請求

認可された法人であることを証明する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付請求を、市総務課にて誰でも行うことができます。以下のものがが必要です。

- 地縁団体認可の告示に関する証明書交付請求書(p20 参照)
- 申請者の印鑑
- 手数料(1件 300 円)。

(7) 自治会規約変更の申請

自治会の規約に変更が生じたときは、下記書類により、ただちに届け出てください。

- 規約変更認可申請書(p21 参照)
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 変更を行うことを議決した総会の議事録(p16 参照)

(8) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体名義で所有権の登記移転ができる特例制度です。詳しくは、市総務課にご相談ください。

(9) 自治会の解散、清算の終了

市総務課に、ご相談ください。

5. 認可後の運営の義務など

- 認可を受けることは、行政組織の一部とすることを意味するものではありません。
- 正当な理由なく、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできず、また、不当な差別も禁止です。
- 特定の政党のために利用することはできません。
- 代表者や自治会の区域など、告示した事項に変更があったときは、市に届け出る必要があります。
- 毎事業年度の終了時に財産目録を作成し、事務所へ備え置きが義務付けられます。
- 構成員名簿を備え置き、変更の都度更新が義務付けられます。
- 少なくとも年1回の通常総会の開催が義務付けられます。
- 法人として、納税の義務を負います。(減免となる場合あり)
- 地方自治法に沿った適正な運営を行う必要があるため、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になります。
- 認可地縁団体の告示事項証明書は、関係者に限らず誰でも取得可能なため、団体の歴代代表者の住所および氏名は公にされます。
- 市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになったときまたは不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 制度の概要

認可地縁団体は不動産の登記名義人となることができますが、登記関係者が多数存在し、かつ所在不明になっているような場合、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障をきたしているという問題がありました。

これに対処するため、当該特例が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産について、市へ公告申請し、市による公告の結果、異議申出がなかったことを証する情報の提供を受け、認可地縁団体が単独で移転登記の申請が可能となりました。

(2) 特例を適用できる要件

- (ア) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (イ) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- (ウ) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (エ) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

(3) 申請の流れ

(ア) 事前準備

所在が判明している所有者からの同意の取得や、当該不動産所有者の把握を行います。

(イ) 総会の開催

(ウ) 公告の申請

必要書類は別記のとおり

(エ) 書類審査(市)

(オ) 公告(市)

申請を認めるときは、市は以下の内容について、3 か月以上の公告を行います。

- ・申請を行った認可地縁団体の名称、区域、主たる事務所
- ・不動産に関する事項
- ・意義を述べることができる期間、方法など

(カ) 異議申出がなかったことを証する情報の提供(市)

公告期間中に異議申出がなかった場合、移転登記などについて関係者の承諾があったものとみなし、それを証する書類を交付します。異議申出があった場合は、その解決は当事者間で行っていただきます。

(キ) 不動産登記

異議申出がなかったことを証する書類により、法務局にて登記手続きを進めることができます。

(4) 公告の申請に必要な書類

(ア) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(p24 参照)

(イ) 当該不動産の登記事項証明書

(ウ) 上記(3)(イ)で公告申請をすることについて議決を得た総会議事録の写し

(エ) 申請者が代表者であることを証する書類

(オ) 上記(2)(イ)を疎明する資料

① 現在および 10 年以上前の事業報告書

② 名義(宛先)が認可地縁団体である公共料金の支払い領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書のいずれか。

※これらの入手が困難な場合は、その理由書および地域の実情に精通した者などが証言した書類や占有を証する写真などを提出してください。

(カ) 上記(2)(ウ)を疎明する資料

① 認可地縁団体の構成員名簿

※入手が困難な場合は、その理由書および地域の実情に精通した者などが証言した書類を提出してください。

(キ) 上記(2)(エ)を疎明する資料

① 登記記録上の住所に住民票および住民票の除票が存在しないことを証明した書類

② 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書類

③ 地域の実情に精通した者などが登記名義人の現在の所在を知らない旨を記載した書類

※上記はいずれも登記関係者のうち少なくとも一人について資料を添付できればよい。

7. 解散の手続き

次に掲げる事由により解散します。

- (ア) 規約で定めた解散事由の発生
- (イ) 破産手続開始の決定
- (ウ) 認可の取り消し
- (エ) 総会の決議
- (オ) 相当数のものが構成員となっていると認められなくなったとき
- (カ) 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る)

上記(エ)について、以下のような手続きにより解散できます。

(1) 総会の開催

解散することについて、議決を得ます。(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)なお、清算人の選任や残余財産の帰属先などについて、確認が必要です。

(2) 市へ解散の届出

解散届出書および議事録(解散の議決を得たことを記載し、議長および議事録署名人の署名(記名)・押印が必要)の写しを市に提出します。届出を受けて、市は解散の告示を行います。解散について、市税務課などで税関係の手続きが必要です。

(3) 解散の公告

清算人は就任後遅滞なく、債権者に対し、解散に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを官報により公告し(有料)、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告します。

(4) 団体の清算手続きおよび総会の開催

清算期間(債権申出期間)満了後、総会にて決算および財産や負債などの承認を受け、清算を終了(清算終了)します。

(5) 市へ清算終了の届出

清算終了届出書および議事録(清算終了の議決を得たことを記載し、議長および議事録署名人の署名(記名)・押印が必要)の写しを市に提出します。

届出後、市の告示により解散が完了します。

8. 合併の手続き

認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っている場合、以下のような手続きにより合併できます。

(1) 事前準備

- ・自治会内で合併することの承認を得る。
- ・市総務課に相談したうえで、新団体の規約案などを作成。
- ・団体名義にする不動産などの所有者の把握、名義変更の同意の取得など。

(2) 総会の開催

総会において、合併の認可を申請することについてなどの議決を得ます。(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)

(3) 市へ合併の認可申請

認可申請書(p25 参照)に次の書類を添えて市に提出します。申請を受けて、市は合併認可後告示します。吸収合併の場合の存続団体については、規約変更の認可申請も必要です。

(ア) 合併後の自治会規約(会則)

(イ) 合併を決定した総会の議事録の写し

※以下の事項が記載された議事録の写しで、議長および議事署名人の署名(記名)・押印が必要。

- ①新規約の承認 ③合併認可申請すること
- ②代表者の選出 ④会員の確定

(ウ) 合併後の会員名簿(子どもからお年寄りまで会員全員の氏名・住所を記載)

(エ) 合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類(合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動の活動記録や、合併に向けて合同で行った打合せの会議録など)

(オ) 申請者が代表者であることを証する書類(議事録に自治会長名が記載されていれば必要なし。)

(カ) 合併しようとする各認可地縁団体の規約

(キ) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

(4) 合併の公告(市)、債権者保護手続き

市より合併認可の通知があった日から2週間以内に、財産目録を作成し事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを官報により公告し(有料)、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告します。

(5) 市へ債権者保護手続き終了の届出

(4)について期間内に異議がなければ、市へ債権者保護手続き終了の届出書(p26 参照)を提出します。届出後、市の告示により合併の効力が発生します。吸収合併の場合の存続団体については、規約変更についても同日に認可します。

年 月 日

坂 出 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

自治会規約（会則）のモデル案

※このモデル案を参考にして、自治会独自で規約（会則）を作成してください。

〇〇〇自治会規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- （1） 広報、回覧の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2） 美化、清掃等区域内の環境の整備
- （3） 集会施設の維持管理
- （4） ・・・・・・・・
- （5） ・・・・・・・・

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、坂出市〇〇〇町〇〇〇番地から〇〇〇番地までの区域とする。

※住居表示のあるときは、住居表示による。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、坂出市〇〇〇町〇〇〇番地に置く。

※〇〇集会場に置く または 代表者の自宅に置く としてもよい。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 人
- (3) 会計 人
- (4) 監事 (または監査) 人
- (5) その他の役員 人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長その他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催しなければならない。

※3ヶ月以内のこと。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

※ある程度の増減は可能です。

(3) 第11条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。※少なくとも5日前

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1つの表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する

世帯の会員数分の1とする。

(1)

(2)

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数および総会の出席者数（書面表決者および表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、○人以上の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会で定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されてない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が、事業報告書、収支決算書、財産目録等で作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。※3ヶ月以内のこと

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ、これを変更することができない。※3分の2以上であることが望ましい。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の〇分の△以上の承認を得なければならない。※3分の2以上であることが望ましい。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

※この規定がない場合は、市に帰属します。

第8章 雑則

(備え付け帳簿および書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇〇が別に定める。

※会長または役員会となる。

付 則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。

〇〇〇自治会 総会議事録 モデル

1. 日 時 年 月 日 () 19:00~21:00

2. 場 所 〇〇集会所

3. 出席者 〇〇人中〇〇人出席

出席者が定足数を満たしていることを確認し、会は成立。

議長を選出し、議長は議事録署名人を次のとおり指名し議事に入った。

議 長 ○ ○ ○ ○

議事録署名人 ○ ○ ○ ○

4. 議 案 第1号 年度事業報告および決算報告

第2号 年度事業計画および予算 (案)

第3号 自治会の法人化

第4号 役員の選出

第5号 会員の名簿作成

5. 議 事 第1号・第2号議案 原案どおり承認。

第3号議案 自治会の法人化についての必要性・目的・規約等の説明。

満場一致、原案どおり承認。

第4号議案 会 長 (1名) ○○○○

副会長 (3名) ○○○○ ○○○○ ○○○○

会 計 (1名) ○○○○

監 事 (1名) ○○○○

全員異議なく承認。

第5号議案 自治会の各班長を通じて、名簿を作成することに承認。

以上、議事を明確にするため、本議事録を作成し、議長および議事録署名人が、署名・押印する。

議 長 ○ ○ ○ ○ ①

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ ①

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ ①

年 月 日

坂 出 市 長 殿

地縁による団体の名称および主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名および住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項およびその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

坂 出 市 長 殿

地縁による団体の名称および主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名および住所

氏 名 新会長の氏名

住 所 新会長の住所

告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項およびその内容

※代表者変更の場合

代表者 (新)坂出 太郎 坂出市〇〇番地

(旧)坂出 花子 坂出市◇◇番地

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

役員改選のため

起案用紙を使用しない
市長印押印事案
許可第 10 号で登録済み

総務課長	公 印

(様式第 5 号)

年 月 日

坂 出 市 長 殿

請求者 住所

氏名

Ⓔ

地縁団体認可の告示に関する証明書交付請求書

下記の地縁団体に係る認可の告示に関する証明書を交付して下さい。

記

団体の名称	自治会
団体事務所の所在地	坂出市 町 丁目 番 号 番地

証明書の請求数 部

年 月 日

坂 出 市 長 殿

地縁による団体の名称および主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名および住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書

坂出市長殿

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人住所
 代理人氏名

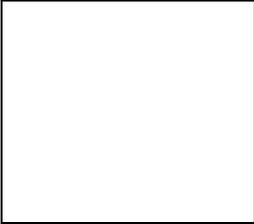
(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続して下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には坂出市において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載して下さい。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

坂出市長殿

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人住所
 代理人氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続して下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載して下さい。

年 月 日

坂出市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

坂出市長あて

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項
- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

年 月 日

坂出市長あて

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類